

## 『東京地裁 店舗外観の使用差止を求める仮処分申立を認容』



【コメダ珈琲店岩出店】



【マサキ珈琲中島本店】

出典：株式会社コメダホールディングス「仮処分命令の発令に関するお知らせ」

昨今、や台ずし事件や、丸源ラーメン事件など、店舗外観に関する紛争が増えている。これは、店舗外観がビジネスのブランドイメージの形成に寄与しており、店舗外観が有する営業表示性を法的に保護したいというニーズが飲食店を中心として高まっているためと思われる。しかし、米国法上のトレードドレスの保護法理が存在しない我が国においては、店舗外観がどのような場合に保護されるかの判断基準は必ずしも固まっておらず、また、これまでに差止を認めた裁判例もなかった。そのような中、店舗外観の使用差止を認めたファーストケースが現れた。

### 事案の概要

株式会社コメダ（以下、「コメダ」という。）は、コメダ珈琲店を営んでいる。コメダ珈琲店は、平成27年5月10日には全国37都道府県に628店舗を擁するようになり、店舗数で全国第3位のコーヒーチェーンとなった。コメダ珈琲店は、「くつろぐ、いちばんいいところ」を標語とし、「街のリビングルーム」を店舗の基本的コンセプトとしているところ、その郊外型店舗の標準化された外観は、レンガや木材を始め、来店する客が家庭のリビングルームのようにくつろげる柔らかい空間を演出することを重視して設計されたものである。

そして、そのように店舗外観を統一的なものに標準化していくことは、コメダ珈琲店のブランドイメージの浸透を企図して進められたものである。

平成25年2月頃、株式会社ミノスケ（以下、「ミノスケ」という。）は、コメダのフランチャイジーとして和歌山市内に喫茶店を出店したいとの希望をコメダに伝えた。しかし、コメダは、ミノスケをフランチャイジーとして受け入れることはできない旨をミノスケに通知した。ミノスケは、コメダの店舗から電車又は自動車のいずれによっても30分程度で訪れることができる所在地に、「マサキ珈琲」1号店の建物を建設し、平成26年8月16日、営業を開始した。

「マサキ珈琲」1号店の営業開始直後から、コメダには、「マサキ珈琲」1号店とコメダ珈琲店との関係に関する問合せや報告が多数寄せられた。そこで、コメダは、同月18日、コメダ珈琲店のウェブサイトにおいて、「お客様よりお問い合わせをいただいておりますマサキ珈琲店は、コメダ珈琲店とは一切関係ございません。」との告知をした。

コメダは、平成27年5月14日、東京地裁に本件仮処分の申立てをするとともに、その本案訴

訟を提起した。ミノスケは、本件仮処分命令申立事件及びその本案訴訟の係属中に、和歌山市に「マサキ珈琲」1号店とほぼ同様の外観を有する「マサキ珈琲」2号店の店舗建物を建築し、平成27年9月17日からその営業を開始している。

## 東京地決平成28年12月19日の判断

東京地裁（嶋末裁判長）は、次のように判示して、コメダ珈琲店の店舗外観の商品等表示該当性を肯定した。また、コメダ珈琲店の店舗外観の周知性、コメダ珈琲店の店舗外観と「マサキ珈琲」1号店の店舗外観との類似性、混同のおそれを肯定して被保全権利を認め、保全の必要性も認めた上で、店舗外観の使用差止を求める仮処分申立を認容した。

### (1) コメダ珈琲店の店舗外観の商品等表示該当性

#### ア 店舗外観が商品等表示に該当する場合について

店舗の外観（店舗の外装、店内構造及び内装）は、通常それ自体は営業主体を識別させること（営業の出所の表示）を目的として選択されるものではないが、場合によっては営業主体の店舗イメージを具現することを一つの目的として選択されることがある上、①店舗の外観が客観的に他の同種店舗の外観とは異なる顕著な特徴を有しており、②当該外観が特定の事業者（その包括承継人を含む。）によって継続的・独占的に使用された期間の長さや、当該外観を含む営業の態様等に関する宣伝の状況などに照らし、需要者において当該外観を有する店舗における営業が特定の事業者の出所を表示するものとして広く認識されるに至ったと認められる場合には、店舗の外観全体が特定の営業主体を識別する（出所を表示する）営業表示性を獲得し、不競法2条1項1号及び2号という「商品等表示」に該当するというべきである。

#### イ コメダ珈琲店の店舗外観の顕著な特徴

コメダ珈琲店の店舗外観は、別紙記載の特徴が組み合わさることによって一つの店舗建物の外観

としての一体性が観念でき、統一的な視覚的印象を形成しているということができるところ、これら多数の特徴が全て組み合わせられた外観は、建築技術上の機能や効用のみから採用されたものとは到底いえず、むしろ、コメダ珈琲店の標準的な郊外型店舗の店舗イメージとして、来店客が家庭のリビングルームのようにくつろげる柔らかい空間というイメージを具現することを目して選択されたものといえる。そのようにして選択された、切妻屋根の下に上から下までせり出した出窓レンガ壁が存在することを始めとする特徴の組合せから成る外装は、特徴的というにふさわしく、これに、半円アーチ状縁飾り付きパーティションを始めとする特徴を併有する店内構造及び内装を更に組み合わせると、ますます特徴的といえるのであって、他の喫茶店の郊外型店舗の外観と対照しても、上記特徴を兼ね備えた外観は、客観的に他の同種店舗の外観とは異なる顕著な特徴を有していることができる。

したがって、コメダ珈琲店の店舗外観は、客観的に他の同種店舗の外観とは異なる顕著な特徴を有しているというべきである。

#### ウ コメダ珈琲店の店舗外観の独占適応性

なお、ミノスケは、切妻屋根や出窓、レンガ壁等は通常用いられる建築方式にすぎないことなどから、コメダ珈琲店の店舗外観に見られる建築物の一般的な外観をコメダに独占させるべきではなく、コメダ珈琲店の店舗外観を不競法2条1項1号・2号による保護の対象とすることは相当でない旨主張する。

しかしながら、本件においてコメダが「商品等表示」に当たると主張するコメダ珈琲店の店舗外観は、別紙の外装・店内構造・内装を全て兼ね備えて初めて営業表示とするというものに絞られている。コメダ珈琲店の店舗外観は、単に建築技術上の機能や効用を発揮するための形態というよりは前記店舗イメージを具現するための装飾的な要素を多分に含んだ表示であり、かつ、需要者に広く認識されていたといえることに加えて、本件で

は上記のような限定が付され条件が幾重にも絞られていること（したがって、これに類似するとして禁止されるのは、建築に当たっての必要性も低いのに殊更外観を模倣した場合に限られるものとみられること）を考慮すると、殊に本件のコマダ珈琲店の店舗外観については、店舗外観の独占による弊害は極めて小さいというべきであり、コマダ珈琲店の店舗外観を（他の要件を満たす限り）不競法2条1項1号・2号による保護の対象とすることが相当でないということとはできない。

### Practical tips

店舗外観の保護に関しては、めしや食堂事件判決（大阪高判平成19年12月4日、大阪地判平成19年7月3日）が、「店舗外観は、それ自体は営業主体を識別させるために選択されるものではないが、特徴的な店舗外観の長年にわたる使用等により、第二次的に店舗外観全体も特定の営業主体を識別する営業表示性を取得する場合もあり得ないではないとも解され、原告店舗外観全体もかかる営業表示性を取得し得る余地があること自体は否定することができない。」と判示したが、店舗外観の商品等表示該当性については判断することなく、当該事件の判断として類似性を否定した。本決定は、めしや食堂事件判決と同様、不正競争防止法2条1項1号の「商品等表示」に該当するための要件として、特別顕著性と周知性の二要件を挙げたが、その上で、店舗外観の商品等表示該当性を肯定し、差し止めを認めた点に意義を有する。

本件は、店舗外観が酷似していると評価されたことから被保全権利が認められやすく、また、コマダのフランチャイジーとは認められないことが明らかになるや「マサキ珈琲」1号店の建物を建設して営業を開始した上に、本件仮処分申立後に「マサキ珈琲」2号店を設けるといふミノスケの行為態様から保全の必要性も認められやすかったといえる。また、本判決は、

外装・店内構造・内装を全て兼ね備えて初めて営業表示とするというように条件を幾重にも絞ることで、表示の独占が生じないように店舗外観の保護を認める場面を周到に限定しているように思われる。これらからすると、店舗外観の保護を求める当事者が本決定の判断に依拠する場合には、本件で認定されている事情に相当するものがどの程度あるのかを慎重に検討する必要がある。ただ、実際に差し止めを認めた決定が下されたことにより、権利者としては、交渉において従前よりはアグレッシブな態様をとることができるようになるであろう。また、コマダは本件仮処分申立て後にコマダ珈琲店の店舗外観につき立体商標の商標登録を受けている。不競法による保護に加え、コマダのように立体商標を取得することを検討すべきである。

#### 執筆者紹介



弁護士 阿部 隆徳

#### 阿部国際総合法律事務所

ABE & PARTNERS

〒540-0001

大阪府中央区城見1-3-7

松下 IMP ビル

TEL : 06-6949-1496

FAX : 06-6949-1487

E-mail : [abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com)

URL : <http://www.abe-law.com/>



本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com) までご連絡下さいますようお願い申し上げます。